神奈川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する神奈川県計画の別に定める「くろまぐろ」について

(第4管理期間) 平成30年10月4日公表

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県においては、くろまぐろは定置漁業、曳き縄漁業、一本釣り漁業により、主に夏から秋に かけ相模湾で漁獲される重要な資源となっている。
- 2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- 4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産技術センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることする。
- 5 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、資源管理計画の作成等を促進し、本 県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について神奈川県の知事管理量に関する事項

くろまぐろ30キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」という。)	33.8トン	うち 3.4 トンを留保する
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚(以下、「大型魚」という。)	6.0トン	

2 我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水 産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合で あっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別又は期間別の数量に関する事項

(1) 小型魚における管理

【採捕の種類別の数量】

採捕の種類別の割当量は次のとおりである。

採捕の種類	小型魚
本県の漁船漁業等の割当量	19.5トン
本県の定置漁業の割当量	10.9トン

(注)漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。

【期間別の数量】

採捕の種類及び期間		小型魚
本県の漁船漁業等の割当量		19.5 トン
	うち30年7~9月 30年10~12月 31年1~3月	3.6トン 13.8トン 2.1トン

採捕の種類及び期間		小型魚
本県の定置漁業の割当量		10.9トン
	うち30年7~9月 30年10~12月 31年1~3月	4.7トン 5.9トン 0.3トン

(2) 大型魚における管理

大型魚については、採捕の種類別及び期間別の数量は定めず、一括して管理を行う。

(3) 採捕の停止等の命令について

本県の採捕の数量が採捕の種類別又は期間別の数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた採捕の種類ごと又は期間ごとに海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(以下「法」という。)第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

(4) 採捕の種類別又は期間別の数量の変更

農林水産大臣がくろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量のうち本県の配分量に変更があった場合は、本県知事の判断により、採捕の種類別又は期間別の数量を変更することができる。また、第3の期間別の数量で定める各期間の割当量について、当該期間が終了した時点で余剰が生じた場合はその9割(0.1トン未満の端数は繰り上げる)を翌四半期に繰り

越すとともに、残りを本県の留保とする。なお、当該留保については、本計画第4の2で定める採捕の数量の公表を行う場合において、本県知事の判断により採捕の種類別又は期間別の数量に配分することができる。繰り越しの発生及び留保の配分を行った場合は、速やかに各漁業協同組合等へ通知するとともに、神奈川海区漁業調整委員会へ報告するものとする。

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

- 1 緊急報告体制について
- (1) 小型魚について
 - ① 各漁業協同組合等は急激な採捕の数量の積上げに備え、以下に該当する場合は速やかに本 県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業種類	報告基準
漁船漁業等	・1隻当たり1日 100 キログラムを超
	える量の採捕
定置漁業	・1か統当たり1日 100 キログラムを
	超える量の採捕

② ①の本県への一報は以下の体制により行うものとする。

漁業者の段階	漁業協同組合等	本県
各漁業者は、漁業協同組合等に	漁業協同組合等は本県水産課に電子メー	本県は送信者に受信
電話連絡	ル(電子メールの送受信ができない漁業	連絡
	協同組合等は FAX)にて連絡	

- ※ 各漁業協同組合等は、上表の漁業者と漁業協同組合等間の連絡網を整備するものとする。
- ※ 本県は、上表の各漁業協同組合等と本県間の連絡網(土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連 絡網を含む。)を別に定めるものとする。
- ③ ①の緊急報告がなされる急激な採捕があった場合に直ちに当該漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、本県は当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
漁船漁業等	・当該漁業協同組合等は所属組合員に対し、小型魚の大量漁獲があった
	旨の緊急連絡。
	・県の残枠が判明するまでの間は、小型魚の再放流を行う。
定置漁業	・当該漁業協同組合等は所属組合員に対し、小型魚の大量入網があった
	旨の緊急連絡。
	・県の残枠が判明するまでの間は、小型魚の再放流を行う。

④ 本県は、1日900kg を超える採捕の数量報告があった際は、速やかに当該採捕の数量を国 に報告する。

(2) 大型魚について

① 各漁業協同組合等は急激な採捕の数量の積上げに備え、以下に該当する場合は速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業種類	報告基準
漁船漁業等	・1隻当たり1日100キログラムを超
	える量の採捕
定置漁業	・ 1 か統当たり 1 日 100 キログラムを
	超える量の採捕

② ①の本県への一報は以下の体制により行うものとする。

漁業者の段階	漁業協同組合等	本県
各漁業者は、漁業協同組合等に	漁業協同組合等は本県水産課に電子メー	本県は送信者に受信
電話連絡	ル(電子メールの送受信ができない漁業	連絡
	協同組合等は FAX)にて連絡	

- ※ 各漁業協同組合等は、上表の漁業者と漁業協同組合等間の連絡網を整備するものとする。
- ※ 本県は、上表の各漁業協同組合等と本県間の連絡網(土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連 絡網を含む。)を別に定めるものとする。
- ③ ①の緊急報告がなされる急激な採捕があった場合に直ちに当該漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、本県は当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
漁船漁業等	・当該漁業協同組合等は所属組合員に対し、大型魚の大量漁獲があった
	旨の緊急連絡。
	・県の残枠が判明するまでの間は、大型魚の再放流を行う。
定置漁業	・当該漁業協同組合等は所属組合員に対し、大型魚の大量入網があった
	旨の緊急連絡。
	・県の残枠が判明するまでの間は、大型魚の再放流を行う。

④ 本県は、1日 500kg を超える採捕の数量報告があった際は、速やかに当該採捕の数量を国 に報告する。

2 採捕の数量の公表等について

- (1) 本県は法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の第2又は第3の数量(留保を設定している場合は留保の数量を除く)の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。
- (2) また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の(1)の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表を持って本県の(1)の公表とする。

3 早期是正措置について

本県は、前述の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする以下の早期是正措置を本県管内の漁業者等に対し講じるものとする。

(1) 小型魚について

ア漁船漁業等

- ① 通常時
- ・漁業者は、1.5キログラム未満のくろまぐろを再放流する。
- ② 漁船漁業等の割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・漁業者は、1.5キログラム未満のくろまぐろを再放流する。
- ・漁業者は、1週間に1日以上の休漁を行う。
 - ・本県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合等に当該措置の履行 確認を依頼する。
- ③ 漁船漁業等の割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・漁業者は、小型魚を獲ることを目的とした操業を行わない。
- ・漁業者は、1.5キログラム未満のくろまぐろを再放流する。
- ・漁業者は、1週間に1日以上の休漁を行う。
 - ・漁業者は、小型魚を1日当たり10キログラム以上水揚げした場合は、その後4日間は小型魚を全て再放流する。
 - ・本県はこれらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合等に当該措置の履行確 認を依頼する。
- ④ 漁船漁業等の割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・漁業者は、小型魚を獲ることを目的とした操業を行わない。
- ・漁業者は、小型魚を全て再放流する。
 - ・本県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合等に当該措置の履行 確認を依頼する。

イ 定置漁業

- ① 通常時
- ・漁業者は、1.5キログラム未満のくろまぐろを再放流する。
- ② 定置漁業の割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・漁業者は、1.5キログラム未満のくろまぐろを再放流する。
- ・漁業者は、1週間に1日以上の休漁を行う。
- ・本県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合等に当 該措置の履行 確認を依頼する。
- ③ 定置漁業の割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・漁業者は、1.5キログラム未満のくろまぐろを再放流する。
- ・漁業者は、1週間に1日以上の休漁を行う。
- ・漁業者は、小型魚を1日当たり10キログラム以上水揚げした場合は、その後4日間は小型 魚を再放流する。
- ・本県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合等に当該措置の履行確認を依頼する。
- ④ 定置漁業の割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・漁業者は、小型魚を全て再放流する。
- ・本県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合等に当該措置の履行確認を依頼する。

(2) 大型魚について

ア 漁船漁業等

- ① 漁船漁業等の割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・漁業者は、大型魚の水揚げを1日あたり1尾までとし、その他の大型魚については再放流する。さらに、大型魚を水揚げした場合は、その後4日間は大型魚を再放流する。
- ・本県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合等に当該措置の履行確認を依頼する。
- ② 漁船漁業等の割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・漁業者は、大型魚を再放流する。
- ・本県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合等に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 定置漁業

- ① 定置漁業の割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・漁業者は、大型魚の水揚げを1日あたり1尾までとし、その他の大型魚については再放流する。さらに、大型魚を水揚げした場合は、その後4日間は大型魚を再放流する。

- ・本県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合等に当該措置の履行確認を依頼する。
- ② 定置漁業の割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・漁業者は、大型魚を再放流する。
- ・本県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合等に当該措置の履行確認を依頼する。
- 4 遊漁(遊漁者及び遊漁船業者)の管理について
- ① 本県は管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。
- ② 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国 と協力しつつ、本県のホームページ等を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解 と協力の呼びかけをおこなうものとする。

第5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

【採捕の停止命令について】

(第2の知事管理量)

小型魚については、本県の採捕の数量が第2の知事管理量の9割5分を超える時点で、大型魚については、本県の採捕の数量が第2の知事管理量の9割を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

(第3の採捕の種類別又は期間別の数量)

小型魚については、本県の採捕の数量が第3の採捕の種類別又は期間別の数量の9割5分を超える時点で、大型魚については、本県の採捕の数量が第3の採捕の種類別又は期間別の数量の9割を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

期間別の数量である四半期別の数量を超えるおそれが著しく大きいときは当該四半期別ごとに採捕の停止命令をする。

(全国数量)

我が国全体の小型魚又は大型魚別の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林 水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本県の採捕の数量をもって知事 管理量となることから、当該公表の時点で、法第 10 条第 2 項の規定に基づく採捕の停止命令を する。

(その他採捕の停止命令に関すること)

遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令(法第10条 関係)が出され、管内の漁業者に対し管理の取組を指導した際は、本県の水面での遊漁者に対し、 同様の命令を行う。また、遊漁船業者に対しては、同様の指導を行う。

(緊急時以外の報告体制について)

第3に示した採捕の種類別又は期間別の数量が積み上がった場合には、次のとおりの頻度・体制で採捕数量の報告を求め、漁獲状況を把握することとする。

- (1) 定置漁業及び漁船漁業等については、以下のとおりとする。
- ①採捕の種類別又は期間別の割当量の7割に達するまで:各漁業協同組合等は、所属する組合 員による小型魚及び大型魚別の水揚げ量について、各月1日~末日の水揚げ量をそれぞれの期 間の翌月の10日までに、別に定める方法により報告する。
- ②7割を超えた場合:各漁業協同組合等は、所属する組合員による小型魚及び大型魚別の水揚 げ量について、くろまぐろを水揚げした日ごとに当該水揚げした日から3日以内に別に定める 方法により報告する。
- (2)上記に基づく報告を求めた場合には、速やかに、集計値を漁協等県内関係者へフィードバックするとともに、水産庁に通知する。